

# 11 9月議会に向けて 11

埼玉真利光市議会議員 菅原 満

客員研究員(2010年9月)

暑い夏から暑い夏へ。一年でどうも変わるのかという感じがです。「直近の民意に聞け。」というなら、どうということになるのか? わたおき、最近の動きから拾ってみました。

## 【国の予算等の動向はいつなるのか・・・】

国では、来年度の予算編成に当たったっての概算要求基準原案を策定(原稿執筆時)。しかし、先行き不透明な部分もあり、今後、概算要求額決定から予算査定、例年年末となる政府案決定まで、どのような予算案となっていくか自治体議員としても注視していく必要があります。

むしろ、「一括交付金」制度の設計等に当たって、自治体財政にどう影響を与えるのか。「地域主権戦略大綱」を確認しておく方がいいでしょう。(民社党が「第二交付税制度」として提唱してから35年近く経つと思いますが・・・)

これに関して交付税交付金に対して、算定基礎による縛りがあることから、純粹な一般財源ではないというような指摘もあります。実際に、交付算定された通り予算計上していないことの批判が報道されることもあります。

また、子口も手当では、財源、支給対象等混乱があります。今後、後期高齢者医療制度の廃止と新制度への移行に際しては混乱がないようにしてもらいたいものです。

平成21年度決算も出てきます。給付金事業で見かけが膨

らんだ決算の状況で「国の施策・財源」と「自治体の財源」との関係はどうか、即ち、税や交付金等がどう変化してきているか確認しておくことも必要であり、国の動向によっては、財源を巡って意見書等必要なるかもしれません。

## 【地方自治法の改正・・・】

「地方自治法の一部を改正する法律案」と「地域主権改革関連2法案」が衆議院で継続審議扱いとなっています。

また、総務省では、地方自治法の抜本改正に向けてと称して、「地方行財政検討会議」を設置し、主に、自治体議会  
のあり方と監査・財務のあり方について検討を行っています。  
\*総務省HPに検討経過は掲載されています。

その検討の中において、イギリスの制度が参考に示されています。しかし、イギリスでは、自治体の権限は制約されており、さらに、時の政権により制度が変更されてきてきています。しかも、国の成り立ちが異なります。(普段イギリスと呼んでいますが、ユナイテッド・キングダム(UK)で、イングランド・スコットランド・ウェールズ・北アイルランドからなる連合王国なのです。)

イギリスで新たに導入された自治体運営に関する制度が果たして機能しているのか、そもそも導入の背景は何か等検討された上でないと、机上の空論に陥る恐れがあります。

この点、民主党政権がその政権運営においてイギリスの制度を模しようとしている結果がどうなるのかと合わせてしっかりと見ていく必要があると判断されます。

## 【本格的な人口減少へ・・・】

